

源義経・源頼朝と島津忠久

保立道久

島津家文書『歴代龜鑑』の中におさめられた元暦二年（一一八五）六月十五日の伊勢国波出御厨、須可莊の地頭職補任文書（史料①②）は、

高校の教科書などにも取り上げられてきわめて有名な文書です。写真を掲げましたが、考え方によつては、これは日本の前近代社会でもつとも有名な文書であるかもしれません。今日は、このよく知られた文書を中心として、源義経や頼朝との関係で島津忠久という人物をどう考えるべきかについて御話したいと思います。

この文書には頼朝がでてくるばかりで義経はできませんが、この文書の背景に義経問題があるということは、東島誠氏によつてすでに明らかにされていることです（『義経沙汰』没官領について、遙かなる中世』一一号、一九九一年）。そして、これも東島氏が注目しているように、島津家文書の中には明瞭に義経にふれた文書が一点あります。この文書は後に史料③として掲げますが、これは謎の文書で、これをどう解釈するかというのが、私、しばらく前に『義経の登場』という本を書く中でずっと考えてきた問題です。この『義経の登場』という本は、最初は義経の敗北と死まで書き抜くつもりだったのですが、実は、この謎の文書の解釈がつかず、時間がなかつたこともあって、義経が京都に攻め上つてくる前までで終わつてしましました。最近、この謎についてともかくも一応の解答をえましたので、今日は、最後にそこまでふれていきたいと思います。

たいと思います。

I 須可莊・波出御厨の地頭職と平信兼

この二つの文書は、惟宗忠久、つまり島津忠久を須可莊と波出御厨の地頭職に任命したのですが、おののの本文一行目に「故出羽守平信兼党類の領なり」とあるように、本来は、平信兼という武士貴族の所領でした。平信兼については川合康氏の詳しい仕事がありますので（治承・寿永の内乱と伊勢・伊賀平氏』『鎌倉幕府成立史の研究』校倉書房）、以下の話は基本的にそれに依拠したものですが、この人物は、平安時代末期に伊勢国で大きな勢力を誇っていた平氏、伊勢平氏の有力者です。御承知のように清盛の家系も伊勢平氏に属していますが、彼らは、清盛の祖父の正盛の代に白河院との関係で中央政治に進出していきました。信兼は、この正盛の伯父の子孫にあたる系統で、系図で代数を数えてみると、世代的には清盛と同じ世代になります。

けれども彼は平氏の清盛の一統からは独立した位置をもつていました。彼は、すでに保元の乱で後白河方の武力として活動しており、そういう意味でも、清盛の系統とは別個の家柄の独立した勢力として評価しなければなりません。実際、興味深いことに、清盛の累代の郎等たちは、伊勢国でも北部の安濃郡・鈴鹿郡を根拠としていましたが、それに対しても

信兼は、それより南の伊勢国中央部、一志郡を拠点としていました。信兼は父祖代々以来、この一志郡にあつた醍醐寺領の曾祢莊という莊園を本拠にしていたのです。曾祢庄には松崎浦という港がありました。そして、この文書に登場する須可莊は、曾祢庄のすぐ北に隣接する藤原氏の莊園、近衛家領の莊園でした。あの話との関係で、このことを覚えておいていただきたいのですが、信兼はこの莊園に対する権益をもつてお

り、彼がそれを守るために須可莊に武力をもつて乱入した様子を示す文書が残っています。この須可莊は、雲出川くもすという川の南に位置していますが、もう一つの波出御厨は、この雲出川の上流、同じ一志郡の美杉村にあつた伊勢内宮領の御厨です。西に峠を越えれば伊賀の名張盆地に出るという山の中の土地です。

このように信兼の勢力圏は、伊勢中部、一志郡の全体に広がっているのみでなく、伊勢湾の海上交通から伊賀への峠越えの交通の支配をふくむものでした。信兼は、普通は都で都の武士として活動していて、必要になると伊勢国に下向し、都と地方の間を往来しているという武士であつたはずですから、こういう交通路の掌握というのは彼にとって大きな意味をもつていたのでしょう。

そしてそもそも、彼は、この内乱の時代、相当の有名人でした。まず重要なのは、この信兼が山木兼隆の父親であったことです。山木兼隆といふのは、頼朝が一八〇年（治承四）八月の最初の蜂起の時に、おそつた伊豆國日代です。『吾妻鏡』を引用しておきますと、「散位平兼隆（前廷尉、山木判官と号す）は、伊豆國の流人なり、和泉守信兼の訴えにより、当國山木郷に配さる。漸く年序を歴るの後、私の意趣を挿ましめ給う」（『吾妻鏡』治承四年八月四日条）とあります。この山木兼隆は

伊豆の北部にいた訳ですが、伊豆國南部には知親という人物がいて、彼も兼隆の親類であるともみえます。つまり、伊豆國には信兼の親類の有力者が二人もいたことになります。信兼が東海道の全域で著名な武士であつたこと、そして、頼朝にとつても因縁の深い人物であつたことは明らかです。

ただ、兼隆は「信兼の訴えによつて」伊豆國へ流されたというのですから、信兼と兼隆の親子の関係はたいへん悪かつたということになります。しかし、兼隆は平家中枢との関係はむしろ良好だったのでしょうか。だからこそ、伊豆國日代となつたはずです。彼は、伊豆に流されたという環境の中で清盛を中心とする平氏主流との関係を発展させ、たんに伊豆国にとどまらず、関東で勢力をもつていったということになります。ここには信兼の一統と平氏清盛の一統の微妙な関係が現れているといつてよいのかもしれません。

今日の話は信兼の話ではありませんので、先を急ぎますが、こういう信兼の半独立的な地位は、治承寿永の内乱の深化とともににはつきりしてきます。それは清盛が攝津福原京に拠点を移し、従来の伊勢国よりもむしろ瀬戸内海から西国を権力の中心に据えてくる動向と関係しているのかもしれません。信兼は、もちろん、最初は平氏の側で活動しているのですが、一一八三年（寿永二）七月の木曾義仲の入京、平家都落ちの後も伊勢国にとどまつて独自行動を開始します。川合康氏によれば、平家都落ちにさいしてこういう行動をとつた平家側の武士は伊賀・伊勢の両国にたいへん多かつたといいます。伊勢国北部には清盛の累代の郎等たちが盤踞していたと述べましたが、伊賀にも同じような性格をもつた武士たちがいました。本来は、彼らこそが、平家武士団の伝統的な中核

を構成する人々で、そもそも伊勢国の平氏はどちらかというと早く死んでしまった重盛との関係が深かつたといいます。彼らが平家の中枢部と徐々に距離を置いていったのは、彼らと、清盛の死後に平家棟梁となつた宗盛とは矛盾が多かつたためといわれています。

伊勢国に残つた彼らは、まず義仲に対抗することになりました。そして、その関係で、おそらくある段階から鎌倉と連絡を取りだしたのではなかと思われます。一一八三年（寿永二）年の冬閏十月には鎌倉の使者が伊勢国に到着し、伊勢国の武士は義仲を倒す動きを開始します。同年、十二月には「当時九郎の勢、僅かに五百騎、そのほか伊勢国人など多く相したがう云々、又、和泉守信兼同じくもつて合力」とあります（『九条兼実日記』寿永二年十二月一日条）。川合康氏は、義経の入京と勝利の条件は、ここで義経が伊勢国人と連合することに成功したことにあるとしています。これは正当な指摘でしょう。こういう経過があつたとしています。これは正当な指摘でしょう。こういう経過があつた上で、一一八四年（寿永三）一月の義仲の戦死、そして二月の摂津福原京合戦における平家の敗北という形で軍事情勢は大きく展開したということになります。

ここで形成された義経と伊勢国の平氏の結合は内乱に参加していた全国の武士の間で大きな話題となつたに相違ありません。よく知られているように、やはり平家の重要な構成員であった平頼盛も頼朝との関係があつて、鎌倉に下つていましたから、平家は内部的に分裂し解体しつつあつたのですが、この場合は平家武士団の中核部分が義経と連合したというのですからショックキングな話しだつたでしょう。見ようによつては、頼朝—平頼盛、義経—（平重盛）—伊賀・伊勢の平氏武士団—平信兼といふ連合と対抗の関係をみると、義経も頼朝と同様に平氏の分裂をもたら

すような顕著な行動をしたということになります。兄の頼朝は信兼の子供の兼隆を殺したが、弟の義経は兼隆の父の平信兼と連合し良好な関係を維持し、軍事的にも赫々たる成果をおさめているというのですから、それは義経の声望を高める方向で働いたのではないかと思います。

ともかく伊賀・伊勢の平氏武士団の武力はまとまつた武力ですから、彼らが義経と結んだことはきわめて重大でした。義経と頼朝が並び立つことができないという雰囲気が、ここからでてきたともいえると思います。そして、こういう経過の中で、結局、これらの伊賀国・伊勢国の平氏たちは、蜂起に追い込まれます。川合康氏は、延慶本『平家物語』の叙述を参考にして、平頼盛が鎌倉で歓待され、頼朝との連合を確実にして京都に帰つてきた、その翌月に彼らが蜂起していることには意味があるという推測を述べています。たしかにありうる推測かもしれません。彼らが伊賀国守護の大内惟義を攻撃するにいたつたのは、一ノ谷合戦の五ヶ月後、一一八四年（寿永三・元暦二）七月七日のことでした。この蜂起の中心は北伊賀の平氏たちで、平信兼は参加していませんが、しかし、鎌倉は、この叛乱には信兼が関わっている、信兼を殺せという指示を下しました。鎌倉の側からいえばそれは当然のことだったでしょう。つまり、この時、鎌倉は屋島にいる平氏を攻撃する態勢を固めていたところでした。七月三日には義経を平家追討のために西国へ派遣することを後白河院に申請して、鎌倉でも派遣軍の編成が開始されます。その用意は八月六日には完了し、八月八日には源範頼が平家追討使として鎌倉を出発する運びになっています（九月一日に京都到着）。ちょうどこういう時期に旧来の平家武士団の重要なメンバーが蜂起したというのですから、少しでも疑わしいものは踏みつぶせということになつたのです。

II 義経・頼朝問題と近衛基通

こうして、義経はむずかしい立場に追い込まれました。義経と頼朝の関係がいつ悪化したのかということを考える場合、私は、これをターニングポイントとなるものとして重視したいと考えています。最初、義経は信兼とその一族が、この叛乱に関係しているとは考えなかつたようです。しかし、頼朝は、八月三日に義経に対し信兼の一族を逮捕し殺害せよという命令を下します。その飛脚が京都に八日頃にはついたでしょうか。また、義経はその直前、八月六日に後白河院から檢非違使・左衛門少尉に任命され、「使宣旨」をうけます。これも伊賀・伊勢の平氏の叛乱を鎮圧せよという命令をふくんでいた可能性があります。こうして、義経は八月十日に信兼の子息、左衛門尉兼衡・信衡・兼時を自分の私邸に招き、だまし討ちに斬り殺すという行動にでざるをえないことになりました。そして十一日には信兼に対し解官宣旨がでており（『吾妻鏡』元暦元年八月二十六日条）、その翌日の十二日に、義経は伊勢国に出陣し、伊勢山中の滝野城に籠城する信兼を攻撃し、白刃に追い込みました。信兼の子息が義経の招きに応じて義経のところまでやつてきたことは確実です。

この時の義経の行動は、兄頼朝の指令に対しきわめて従順なものだったと思います。ところが檢非違使・左衛門少尉に任命されたことを報告する義経の使者が八月十七日に鎌倉に到着するや、頼朝は烈火のよう怒ったといいます。「この主のことにおいては内々の儀ありて、左右なく聽させざること」とこと。遮つて所望かの由、御疑いあり、凡そ御意に背かるること、今度に限らざるか。これにより、平家追討使たるべ

きの事、暫く御猶予あり」というのは有名な話です（『吾妻鏡』元暦元年八月十七日条）。義経と頼朝の間が険惡になつたのは、この義経の任官問題によるのであって、頼朝は武家政権樹立のために全体的戦略を熟考していたのに対し、義経はよく考えず、軽薄に後白河の策略にのって、院の側に取り込まれたというのが、普通の解釈です。しかし、以上のように考えてみると、この間の問題の中心点は、東島誠氏が強調したように、むしろ信兼問題にあつたことは確実であると思います。とにかく重視したいのは、義経が八月十日に信兼の子息たちをだまし討ちしたことを見ると、義経の使者が鎌倉に到着したのは、八月二十六日のことですから、頼朝の激怒はそれを知る前のことであつたことです。頼朝は義経と信兼の関係を危ぶんでいたのではないかでしょうか。

もちろん、義経の任官は、確かに頼朝にとつては予定外のことであったのかもしれません。しかし、義経が信兼の子息を討ち取つたこと、そして相繼いで信兼自身も誅殺されたことがわかるや、頼朝は、九月九日に、次のような書状を京都の義経に送っています。

平家没官領内

京家地事、

未致沙汰、仍

雖一所、不充賜

人也、武士面々

致其沙汰事、全

不下知事也、所詮

可依院御定也、

於信兼領者、義経

沙汰也、

御判

いきなり事書からはじまり、日付もなく、頼朝の花押だけで署名もないという非常に略式な文書ですが、頼朝は、しばしばこういうメモのような文書を発給しました。しばしばそうであつたように、この頼朝のメモは、折紙に書かれていたことは確実です。東島誠氏が注意しているよう（東島誠「吾妻鏡 注釈 元暦元年九月条」『文献と遺跡』二〇〇四年七月）、前田家本の『吾妻鏡』は、その様子を明瞭にあらわしています（史料編纂所架蔵写真帳「東鑑抄」）。この文書を説明した『吾妻鏡』の文章は「出羽前司信兼入道已下、平氏家人等京都地、源廷尉の沙汰たるべきの由、武衛御書を遣わさる」（『吾妻鏡』元暦元年九月九日条）と述べています。つまり、これは、頼朝が、義経に対して、平家没官領のうちの京都の家地および信兼の所領について、「沙汰」権を認めることを示しています。もちろん、それは「院の定め」の下で、それに従うという前提の下での「沙汰」ではありましたが、「信兼領」についてはより踏み込んで義経の権限を認めています。これが義経に対する論功行賞であったことは明らかでしょう。頼朝は、檢非違使に任官した義経に対して、それにふさわしい京都支配の権限をあたえたのです。これは、平家没官領のうちの京都の家地の沙汰権を認めたものに過ぎませんが、しかし、これこそが義経の畿内支配の法的な根拠となつた文書であることができます。

しかも、この頃、頼朝は、義経に対し、自分の乳母にあたる比企尼の孫にあたる河越重頼の娘を嫁にする気持ちをかため、その準備をさせていきました。これはおそらくもうしばらく前から、つまり義経が京都に

上の前から計画されていたものであつたことは明らかでしょうが、義経の軍功が明らかになつたこの時、その計画が実施にむけて動き出したのです。彼女は九月十四日に鎌倉を出発している。それは右の平家家地、信兼領の没官注文の発給の五日後のことですから、あるいは、この注文はこの河越の娘が持つていつたのではないでしょうか。もちろん先行した使者がもつていつたかもしませんが、いずれにせよ、これはいわば重頼娘の嫁入り道具であつたということになります。私は、こういう点からすると、頼朝は義経に不満をかかえていたとはいえ、この段階では義経を敵視している訳ではなかつたとするのが適当だと思います。頼朝と義経は「父子の義」を結んでいたといわれていますが（『玉葉』文治元年十月十七日条）、それは、この時期、河越重頼娘との結婚を前提にして結ばれたものであつたのではないでしょうか。頼朝と義経は、比企尼を通じて擬制的な父子関係を結んだといえるのではないでしょうか。私は「頼朝マザコン論」という主張をしていますが、頼朝は乳母の比企尼を母代わりであるかのように扱つていたことはよく知られています。そして、こういう心理状態は、この時期の頼朝自身の家族関係のあり方からみると、自然なものとして理解できるようになります。つまり、この年、一月に木曾義仲が滅亡しました。すると、頼朝は、義仲の息子、義高を迫害し始めます。義高は一種の人質ではあつたのですが、娘の大姫の許嫁としてすでに夫婦関係をもつていました。頼朝は、この木曾義高を疎外しはじめたのです。それが決定的になつたのは、頼朝が、四十日に従四位に叙されて京都貴族社会への復帰の展望が確保された後のことでした。頼朝は、その後、娘の大姫と義高の寝室をおそつて、義高を殺害してしまつたのです。大姫が、この事件から大きな衝撃を受け

たことはよく知られています。私は、こういう頼朝の乱暴な行動は、もうすぐ京都に凱旋する。そうすれば娘の聟として、しかるべき京都の貴族をとることができるという希望を背景にしていたのであろうと思います。何という父親だということになるのですが、実際に、義高襲撃の四ヶ月後、つまり、八月、右の信兼問題を処理しているまさにその時に、京都では、「伝え聞く、摂政、頼朝の聟たるべしと云々、是法皇の仰せと云々、よつて五条亭を修理し移住せらる、頼朝上洛の時、新妻を迎えるがため云々」、といふ噂が記録されているのです（『玉葉』元暦一年八月二十三日）。

ここで摂政というのは近衛基通という人物です。そして、実は、この基通は後白河の男色相手として著名な人物でした。後白河は自分の相手を頼朝の娘の聟にしようとしたということになりますが、これを単なる噂として無視できないのは、この噂が基通が実際に五条亭に移住した理由として記録されている点、そしてこの噂を記録したのが基通の競争相手の兼実であるためです。これは事実であつたに違ひありません。そして、そうだとすると、これは、状況によつては、範頼・義経のみでなく、頼朝自身が、この段階で急ぎ上洛するという構想をもつていたことを意味します。頼朝は、大姫を連れて京都に上り、時の摂政、近衛基通を聟にしようという考えたという訳です。しかし、これは実現しませんでした。その理由の詳細はわかりませんが、ここには政治史の問題、軍事史の問題が絡んでいたのではないか、つまり、背景に信兼の乱の帰趨がわからなかつたということがあつたのではないかというのが、私の意見です。慎重な頼朝は、伊賀・伊勢の平氏の叛乱をみて、全体情勢をもう少し観望することにしたのではなかつたでしょうか。

もちろん、理由は、もっと単純で、手のひらをかえすような父親のやり方を大姫がいやがつたということであつたかもしません。マザコンの持ち主が娘に対しても冷酷な父親、聟殺しの父親となるというのはありそうな話ですから、大姫がそういう父親のことをきくのをいやがつたというのが正しいのかもしれません。しかし、そのような一時的な家族的な事情を越えて、ここには、自身の上洛とは同時に家族の上洛であり、娘の政治的な結婚を意味するという頼朝の生涯のオブセッションを見て取るべきでしょう。私は、義経に乳母の孫を嫁とさせるという構想が、こういう家族的な矛盾と軋轢の中で、頼朝の比企尼へのマザコンをも背景として展開していたというように考へるもので歴史家は、この時代の支配層の「俗物度」に対して甘い見方をすることはできませんでした。

当時の政治とはそういうものだつたと思うのですが、しかし、そうだとすると、「この主のことにおいては内々の儀ありて、左右なく聽されるのところ、遮つて所望かの由、御疑いあり」といわれる「内々の儀」というのは、頼朝にとつてはどのような政治的な構想を意味していたのかを考えざるをえません。これまで「内々の儀」というのは、頼朝が義経に対してもつていた隔心を意味するとのみ理解されてきましたが、これはそういう個人的な心意ではなく、政治的な構想を背景にもつていたはずです。というのは、年功・功績などからみて当然に補任されるべき官職への就任をわざと猶予して、無官のままにいることによって本望の官職を狙うというのは、當時もつともありふれた戦術であつたからです。問題は、義経を無官のままにしておくという「内々の儀」が義経にあてはめようとしていた地位とは、どのようなものだつたかということです。

頼朝にとつては、自身が上洛して貴族社会に復帰するというのが最大の

オプセッションであったという先の前提からすると、それは頼朝の上洛後の政治体制の構想と関わっているはずで、それは奥羽とも京都とも特別の関係をもつ義経を関東の主にするという構想であつたというのが、私の考え方です。頼朝は、それを見越して、義経を比企氏の血縁関係の中にふくみ込み、自身の乳母の孫を妻とするという形で父子の儀を固めたということではなかつたでしょうか。私は、このような畿内・京都と東国・鎌倉の統治を兄弟で分担するという構想は、当時の武門貴族にとって自然なものであつたはずであると考えます。

このくらいの国家構想は頼朝にもあつたはずです。しかし、結局、頼朝は、一一八〇年年代内乱において東西に軍を走らせながらも、この程度の国家構想さえも実現することはできなかつたのです。それを論ずることは今日の課題ではありませんが、そのような帰趨にとって、この時期に、大姫が精神的なトラウマを抱えたこと、そして河越重頼の娘が、義経に嫁し、後に平泉まで義経と行動をともにし、自殺するまで行動をともにしたことは、政治史における重要な岐路であつたことは確認しておきたいと思います。頼朝と義経の関係については、もっぱら個人的な運命や性格の相違として論じられますが、国家関係と兄弟関係の絡み合いが激しい政治的・軍事的矛盾を引き起こすというのは、前近代日本の政治史の重要な特徴です。

一二二三年（元弘三）、足利尊氏が、義良親王を奉じて奥州に下った

北畠親房に対抗して、弟直義に成良親王を奉じさせて鎌倉に下したこと、そして、それ以降、尊氏と直義の争闘が南北朝期の政治史の中心問題となつたことには、このような先駆があつたのではないかでしょうか。

III 島津忠久と「義経沙汰」

さて、西国に派遣された範頼は十分な戦果を挙げることができませんでした。その中で、翌年一一八五年（元暦元・文治元）の正月、義経は西国にむかいます。そして、二月に屋島の平氏を追い落とし、三月に壇ノ浦で平氏を滅亡に追い込みました。ところが御承知のように、壇ノ浦からかえつた義経と頼朝の間は、はつきりと険悪な雰囲気となります。

義経は壇ノ浦から帰つて席を温める暇もなく、五月、鎌倉に向かい、頼朝との融和を試みて、二十四日に腰越状を提出します。しかし、周知のようにこれも入れられず、六月九日に酒匂宿を出発して京都に引き返すことになりました。ご存じの経過ですが、京都へ戻る義経を追つ掛けるようにして、六月十三日、頼朝は、義経にあたえた没官領を沙汰する権利を奪いります。「廷尉に分け充てらるるところの平家没官領二十四ヶ所、悉くもつて、これを改めらる、因幡前司広元、筑後權守俊兼など奉行す」（『吾妻鏡』元暦二年六月十三日条）ということです。

このような政治史の動きについて、ここで論ずることはしませんが、ともかく、この没官領沙汰こそ義経の近畿地方における法的な位置を表現していたものでしたし、上に述べましたように頼朝が河越重頼の娘にあたえた嫁入り道具、持参金のようなものだったのです。ですから、これを奪い返すことによって、頼朝と義経は本格的に闘争態勢に入つたことになります。

さて、須可莊と波出御厨の地頭職が島津忠久に安堵されたのは、一一八年（元暦二）六月十五日ですから、東島誠氏がいうように、それがこの大江広元と俊兼による所領の改替の沙汰の一部であつたことは疑いありません。補任状には義経の名前はでてきませんが、これは実際上は

義経から奪われたものであったことが重要です。その意味では、この文書は、まさに一度義経にあたえられた「義経沙汰」の権限が奪い去られ、義経と頼朝の関係が、取り返しのつかない時点に立ち至つたことを示すもつとも重要な物証であるといつてよいことになります。現在まで残っている文書としては唯一無二のものということになります。これは私まだ詳細な原本観察をする機会をえませんが、是非知りたいのは、この二つの文書の異筆の問題です。つまり、この文書のうちで、「左衛門尉惟宗忠久」という地頭職を与えた人を示す部分の筆跡、名宛人の筆跡のみが本文とはことなつていています。ということは、おそらく、広元・俊兼の責任で行なわれた平家没官領二十四箇所について、すべて本文の部分のみがまず執筆され、その後に、これは誰、これは誰と知行人を決定し、記入していくたということを意味するのだと思います。そうだとすると、本文の方は、書記が書いて、名宛人の記入は責任者が行つたということも考えられる訳です。つまり、この異筆の筆跡は、大江広元の筆跡か、俊兼の筆跡かどちらかである可能性が高いことになります。まだ断言はできませんが、私は、どうもこれは広元の筆ではないのではないかと感じています。

さて、問題は、島津忠久がこの二つの地頭職に補任された意味にあります。なぜ、島津忠久に、このような意味をもつ地頭職があたえられたかということですが、それは島津忠久という人物がどういう人物であつたかという問題と直結してきます。そして、この点については井原今朝男氏（「鎮西島津荘支配と惣地頭の役割」『日本中世の国政と家政』、校倉書房所収）と野口実氏（「惟宗忠久をめぐって」『中世東国武士団の研究』高科書店）の論文で指摘されていることではほほ尽きてているだろうと

思います。まず、井原氏は、忠久が、摂関家、より具体的には近衛家に世襲的につかえた侍である。しかも「忠」という通字をもつた惟宗氏の一流に属する京都の侍であるということを明らかにしました。これは伊勢国須可庄が近衛家領であり、さらに島津庄も、またやはり後に忠久に地頭職があたえられた信濃国太田庄も近衛家領であるということにぴたりと適合します。

そして野口氏は、それを前提にして、忠久と比企氏、そして畠山氏の関係がたしかに存在した可能性が高いことを論じました。系図①として野口氏が『吉見系図』にそつて作られた比企氏の姻戚関係図を掲げましたが、これはだいたい正しいのではないかとされています。ただ、ここでは忠久は『島津正統系図』のいう通りに、惟宗^{ひくみやう}広言^{ひろごん}と丹後内侍の間に生まれたとされていますが、野口氏は、五味克夫氏の仕事（「南北朝・室町時代における島津家被官酒匂氏について」『人文論集』「鹿大史学」三十一号、一九八四年）を参照して、惟宗忠康という人物を忠久の実父とし、惟宗広言が父であるという伝承は養子関係であつたのではないかと推測しています。この推定はきわめて確度の高いものです。野口氏は断言していませんが、島津忠久の母が比企尼の娘であつたという蓋然性は高いといつてよいでしょう。

それ故に、忠久が鎌倉に下つた背景に、このような比企氏との関係があつたということは確かです。しかし、そのような人的な関係と忠久の鎌倉下向の契機を直結することには問題が残ります。野口氏のいうように、頼朝の挙兵の前から、摂関家の東国荘園のネットワークの中で忠久と比企氏・畠山氏・宇都宮氏などとの関係ができていたとしても、東国の情勢を説明するのに、そのすべてを直接に頼朝を中心とした都との関

係にさかのほらせるとしたら、それはあまりにも頼朝を中心とした見方になつてしまふのではないかと思います。少なくとも井原氏がいうように、忠久は少なくとも一一八〇年（治承四）五月までは京都で活動しています（『九条兼実日記』）。そうだとすると、どういうきっかけで忠久が関東に下つたかは、別個の問題として検討することが必要でしょう。

ほとんど逆の発想ですが、私は、忠久の所領が近衛家領との関係であたえられていることからみると、近衛家と忠久の関係から問題を解くべきではないかと考えます。つまり、忠久は、最初から近衛家と鎌倉の間をつなぐような位置にあつた人物として鎌倉に下つたのではないですか。普通、頼朝は兼実の九条家との関係が深く、近衛家との関係はそんなんに深くないようになりますが、こう考えてみると、さきほど述べたように、一一八四年（元暦二）の八月頃には、後白河院の媒介によつて頼朝が基通を聟にとるという話しがあつたというのが重要な意味をもつてきます。しかも、その情報を日記に記した九条兼実自身が、同じ年の十一月頃、「摂政之辺人、余の事を頼朝に讒す」（『九条兼実日記』元暦元年十一月三日条）ということで危機感を露わにしています。

これまでこのよだな問い合わせられてることはありますんが、こう考えますと、須可莊が近衛基通の家領であつたことが決定的な意味をもつてきます。先述のように、基通と頼朝の娘・大姫の結婚話の噂がでたのが、一一八四年八月二十三日。そしてこの時、同時に義経と比企尼の孫娘との婚儀が進められていた訳です。もしこれらが実現すれば、基通—大姫—頼朝—比企尼—同孫娘—義経という人的な関係が形成されたはずであるということになります。このような関係は、少なくとも、一一八四年の十一月頃、九条兼実が「摂政之辺人、余の事を頼朝に讒す」と自分の日記に記した頃までは続いているはずです。この時、伊勢国の近衛家領の庄園の地頭・下司の任命が基通の意向を無視して決められたはずはありません。そして、そのような職に任命されるのにもつとも適した人物が島津忠久であったことは明かです。比企尼の孫娘が、義経のもとへ上つてきた九月に忠久がどこにいたかはわかりませんが、もし、まだ京都にいたとしたら、比企尼の娘を母とする忠久は義経の嫁を歓迎する中

IV 島津忠久と没官領事書折紙

以上を前提として、最初に掲げた須可莊や波出御厨の文書に戻り、島

によって、彼が須可莊・波出御厨の地頭・下司に任命されたという想定がもつとも自然です。そもそも伊勢国の地頭には義経の意向の下で、義経近縁の大井実春（父実直が頼政の父の仲政の猶子となっている——「大井氏系図」『三重県史』資料編中世2）、そして比企尼孫娘の父・河越重頼などが補任されているのです。ようするに、忠久は、元暦元年のころ、まだ頼朝と義経の関係が良好な時代に、義経から近衛家領の須可莊の領主職をあてがわれていた。それはあるいは預所職であつたかもしれませんし、地頭職であつたかもしませんが、頼朝による忠久の須可莊・波出御厨の地頭職の充行は、それを安堵したものであつたことは確実であるということになります（なお、後に、一八六年（文治二）一月二十六日には基通の義経与同の疑いにより、頼朝は基通の摂政辞任を要請している。そのような基通と義経の関係の前提是、この時期にあつたのではないか）。

さて、私が、こういうことを考えるようになったのは、実は、最初に申し上げましたように、写真で示しました史料③について考る中でのことでした。これは常識的には何とも奇妙な謎の文書です。つまり、この史料は先に全文を紹介した『吾妻鏡』に引用された頼朝の折紙と同じ内容です。この折紙については先ほど説明しましたが、『吾妻鏡』の元暦元年九月九日条にのっているものです。ところが、この史料③には「寿永二年四月十一日」とあります。これは明らかに『吾妻鏡』の方が正しいはずです。つまり、寿永三年は四月十六日に元暦元年と改元されるのですが、その直前四月十一日というのは、まだ伊賀・伊勢の平氏武士団の叛乱が起こる前、信兼が攻め殺される前ですから、これがどうみてもおかしい訳です。

おかしなことの第一点は、文書の形式です。まず直感的にいいますと、何となく字配りがおかしい。公文書にしては文字が大きすぎて、書状のようにみえます。ところが、書状には月日を書くだけで年は書かないのが原則です。この時代、年を書くのは、公文書、あるいは証文としての意味をもつ文書です。つまりこの文書は、書状のような感じなのに、年月日が書いてあるというのが奇妙です。それから「平家没官領内京家地事」という部分、いわゆる事書がこんなに短いものなのに二行になつている。また事書に文章が続いているだけで、いわゆる書止文言もない。「恐々謹言」という結びすらない。それにも関わらず、年月日がついていて、その点だけだと、いわゆる証文、証拠文書としての形式をとつてゐる。こういうのは、古文書学の常識からいくとまったく理解できかねるものです。

しかし、これを正文ではない、偽文書であるとすることはできません。まず花押の形に問題がないのです。東島氏は花押がおかしいといっていますが、「花押かゞみ」によつて、元暦元年から二年の頼朝の花押を観察してみると、これは、この年のものであるとみて問題はありません。とくに高野山文書の元暦元年七月の文書に載せられた花押とそつくりです。頼朝の花押の時代的な変化については、林譲氏の論文「源頼朝の花押について」『東京大学史料編纂所研究紀要』第六号、一九九六年）によつても、元暦元年のものは右側の「月」の字の第二画が長く、左側の上方の書き方が同じであることなど、この怪しい文書の花押は問題がありません。花押の下半分の筆勢が少し弱いようにも感じられたのですが、原本について観察をしますと、その部分にはもと一枚、紙がかぶつていたようです。顕微鏡でみると、その紙の薄い繊維の膜が花押の下

半分にかぶっていることがわかります。あるいは、この部分、虫食で破れていますから、それ以上頼朝の花押の部分が壊れないように、薄い紙を上から張ったのでしょうか。こういう補修紙は普通は裏側にはるでしょうから、少しおかしいですけれども、相当古い段階で下手な応急手当がされたのでしょう。そのために少し筆勢が弱いように見えるということです。また顕微鏡でみてみると、この文書の料紙は、若干引合風の溜滌の強い料紙であることが分かります。引合というのは、鎌倉時代・南北朝時代のもつとも良質の紙をよぶ呼び方ですが、この料紙の紙は、とくに疑うべきものではありません。さらに興味深いのは字配りのおかしさの問題です。これについては本来の文書が口付もなく、花押がすわっているだけで署名もない略式の文書、折紙の事書注文であったことを考慮に入れなければなりません。つまり、この文書の字配りの怪しさは、もと折紙の文書をおそらく字配りも真似しながら普通の大きさの紙に書き直したためであるということになります。その時に日付を入れ、証文・証拠文書としての格好を付け直したのでしょうか。

以上のようなことだとすると、この文書の形式上の怪しさは、逆にこの文書が実際に機能していた文書であるということを示す証拠になってしまいます。普通、偽文書を作るとしたらこんなに怪しい文書は作れません。その意味できわめて興味深い文書なのですが、内容はさらに興味深いものがあります。何よりも重大なのは、「寿永三年四月十一日」という日付です。これが明らかにおかしいことは先述の通りですが、これは、なかなか複雑な問題でして、頼朝が平家没官領をどう配分したかといふ経過に関わってきます。つまり、頼朝に与えられる平家没官領が、京都の側からが一覧表、リストになつて鎌倉に報告され、それが配分さ

れる時期が、だいたいこの四月十一日の前後です。ですから、たしかにこの文書は日付を前にさかのぼらせているのですが、その日付にはいかにもそれらしい日付を選択しているのです。先述のように、寿永三年が元暦元年に切り替わるのが、この少し後ですから、当時の人々は、年号の切り替わる寿永三年の四月半ばに平家から没収された荘園所領が配分されたということを強く意識していたのではないかということになります。

しかも花押の形は四月段階のものではなく、内容からいつても、おそらくこの年の九月頃のものであるということになります。とくに重要なのは、この文書の内容からいつて、これが作成された段階では、この文書の内容、つまり義経の平家没官領の京都家地と平信兼領の沙汰権はまだ生きて機能していたとすべきことです。そこから導かれる結論は、この文書には、本来、義経による庄園知行の充行状がセットになつていた。この文書をもつていた人は、義経沙汰の没官領について、義経の充行状を受け取っていたが、それのみでは法的に不安定であることを知つており、そのため義経にその権限をあたえた頼朝自身の花押のすわった文書を要求したのではないかということです。先に述べたように、義経が信兼領を沙汰する権限は頼朝の折紙の事書注文によつていた訳ですが、この文書をうけとつた人物は、この頼朝の事書注文の案文は、(おそらく義経からもらつて)もつていた。それを鎌倉にもつていつて、それを書き直して、頼朝の花押をすえてもらつたということではないかということです。しかもその時、平家没官領の措置の時期としてよく知られていく「寿永三年四月十一日」という日付を入れてもらつたという訳です。

ここまで解釈をしてきますと、その人物こそ、島津忠久であつたと結

論したくなるのは当然でしょう。もしそうだとすれば、この謎の文書は義経の須可庄の充行状とセットになっていたが、史料①②の頼朝の安堵状を受けとった後には不要となり、義経の須可庄の充行状自身は失われてしまつたということになります。ただ、この文書は他の二通の文書とともに「頼朝公御書」という外題をもつ軸装の巻子になっています(長持五十七番箱、架蔵番号七八／一二／一、三、軸は薩摩切子)。そして、他の二通は島津家に伝來したものではなく、蒐集文書であった可能性がありますので、問題は複雑です。これは本当は原本文書をもつとくわしく観察し、他の二通の文書についても調査の上で、報告しなければならないのですが多忙のまま放置していることを御詫びしたいと思います。しかし、この文書はたしかに真正の文書ですので、当面のところ、やはり、須可荘や波出御厨の文書と一緒に文書として島津家文書の中に残つたものと考え、御報告をしておくことを御許しいただきたいと思います。

おわりに

竜頭蛇尾のようになりましたが、冒頭に申し上げたように、最後にふれた文書の謎は、「義経の登場」という本を執筆する中で気になつたまま解けないでいた問題です。これをいちおう解けたかもしれないと思つたのが、先週の土曜日・日曜日、今日の講演の準備をする中でのことでした。

ご承知のように、島津家文書は、日本の古文書の中では、東大寺文書・醍醐寺文書・東寺百合文書などとならんで、もつとも価値の高い、そして武家文書としては唯一の国宝に指定された文書です。これまで、史料編纂所と黎明館は、この島津家文書を共同で研究し、その価値を社

会的に説明し、利用するという共同の事業にとりくむという非常に特別な関係を結んできました。そのため、史料編纂所の所長は、島津家文書について黎明館で講演をするということになつていての訳です。これはたいへんなプレッシャーであります。そのため久しぶりに自分の時間を持つて仕事をすることができたことに感謝したいと思います。

とはいっても一夜漬けで、お聞きになる方には、わかりにくいで講演になつてしまつたことをお詫びしたいと思います。ただ、講演の趣旨を最後に確認しておきますと、これまでの忠久と頼朝の関係についての議論は、おもに比企氏、比企尼、そして比企尼の娘といわれる丹後内侍との関係で考えるのが一般であつたと思います。それに対して、私は以上のようない理由で、むしろ近衛家と忠久、そして近衛家と義経・頼朝との間の関係それ自体に、忠久と鎌倉の関係をみていくたいということになります。こういうことで、忠久は、京都に上ってきた義経のお嫁さん、比企尼の孫娘にもあい、頼朝が彼女の嫁入り道具として義経に平家没官領の沙汰権をあたえたことをよくしっていたのではないかなどという推定を述べた訳です。普通の歴史常識ですと、鎌倉時代は「武家の時代」といい、すべてを頼朝中心でみてしまいます。この時代は「武士道」によつて代表されるというのが普通の常識でしょう。しかし、現代の歴史学者はまったくそう考えていません。私たちにとっては、鎌倉時代=武家の時代というワンパターンの考え方を越えて、公家貴族・官人さらには一般の庶民をもふくめた時代のイメージを作り、それをできるだけわかりやすく提示することが最大の課題となつています。そして島津忠久は、公家の中枢に直結する人物であつたとともに「武家政權」中枢の暗部にも深くかかわつていたということになります。

さらにいうまでもなく、島津莊は平安時代から東アジアの中で重要な貿易基地となっていました。今日は、このような問題にまでふれることはできませんでしたが、ここ十年ほどの間に、古代史の永山修一氏、中

世史の小田雄三氏、村井章介氏、近世史では黎明館の徳永和喜氏などが、南島に対する支配と国際的な交易の問題などについてまったく新しい研究を発展させています。おそらくこういう側面を入れて考えれば、これまでの平安時代・鎌倉時代についての鹿児島県の歴史のイメージは根本的に変わつていかざるをえないでしょう。そのような期待を最後に申し上げて、講演を終えたいと思います。

補論「頼朝の上洛計画と大姫問題」

私は、頼朝もそれなりの国家構想というべきものをもつていたと考える。もちろん、頼朝には国家思想の上での独自性などは存在しない。頼朝の国家構想は、上洛して清盛と同様の地位を確保し、さらにいわゆる「霸王」としての地位を希求するという当時の社会に一般的な単純で俗物的なものであった。それ故に、それ自身は取り立てて詳論するに値しないものである。ただ、問題はこの構想の裏側であって、私は、それは本稿で述べたように、義経を乳母の孫娘の聟、さらに自己の猶子として東国の盟主に据えるという構想であつたと考えている。そしてこの構想の挫折過程こそが「鎌倉幕府」なるものの初期政治史の実質であったのではないかというのが、それに引き続く想定である。以上のような考え方が、本稿で述べた事柄の前提となっているのであるが、しかし、これは一般的な見解とはあまりに異なるものであるので、ここでそれに関係する史料を紹介し、若干の説明をしておきたい。

一、寿永三年二月、頼朝の上洛問題

研究史的には、この問題は、頼朝の上洛問題をどのようにとらえるかという論点に関わっている。頼朝の上洛の意思が最初に明示されている史料はいうまでもなく、富士川合戦に勝利した頼朝が「上洛すべきの由を士卒などに命ぜらる」という史料である（『吾妻鏡』治承四年十月二十一日条）。それはとどめられたものの、頼朝がこの意思を貫こうとしていたことは翌々年二月に伊勢神宮に対して提出した願文に「無為・無事に参洛を遂げ」と記していることに明かである（『吾妻鏡』養和二年二月八日条）。

しかし、このような頼朝の上洛の野望が王権中枢における本格的な政

治問題となつたことを示す史料は『九条兼実日記』寿永三年二月十六日条であろう。それによれば、兼実のところにやつてきた源雅頼は、その家人の中原親能が「院御使」として頼朝の上洛を促すために東国に下向したと語り、さらに「頼朝四月に上洛すべし」という観測をも伝えている。そこには親能に対して後白河院の「頼朝もし上洛せざれば、東国に臨幸あるべきの由」という意向が伝えられたとも記されている。本論との関係で注目されるのは、同じ日記の二月二十八日条に近衛基通が「外記大夫信成を使として頼朝の許に通はさる云々、人、何事なるかを知らず、今日首途了云々」という記事がみえることである。この意味ありげな記事は、後白河による頼朝上洛の催促が最初から摂政基通と氣脈を通じて企てられたものであることを示している。

これらは今回の頼朝上洛という動きが京都側、後白河院の側からの働きかけを中心として現実的な問題に展開している様相をよく示している。この段階では頼朝がすぐにも上洛することは、一つの既定事実となつていたのである。これがこれ以降の政治史の基調低音となつたことは確實であつて、前者の情報を兼実に語った源雅頼は、同じ二月二十七日にも「頼朝、四月下旬に上洛すべし云々、又、折紙をもつて、朝務を計申す云々」という伝聞を伝えている。これは東国に下つた親能から後白河院の意向をきいた頼朝が、実際に「四月上洛」の意向を後白河院に対して回答し、それと一連のものとして「朝務」に関わる折紙奏状を提出したことを見ている(以上、『九条兼実日記』寿永三年正月廿八日、二月二日、二月十六日、二月二十七日条。なおこの奏状は『吾妻鏡』元暦一年二月二十五日条に引用されているが、その実際の作成日時は二月十八日前後であつて、二月二十五日はこの奏状が京都に届き、高階泰経を通じて院に奏上された日時であろう)。

さて、私が注目したいのは、まずは、これらの情報を兼実に伝えた源雅頼の周辺の人的な関係である。この時期の『九条兼実日記』を見ると、雅頼は村上源氏の一流に属し、以仁王、そして義経・頼朝の拳兵において重要な位置をもつていたとされる八条院に近い存在であった。雅頼の子供兼忠は八条院よりの御給をうけた人物であることも注意される。この関係で雅頼は八条院領相模国前取社を支配していたと思われるが(参照、石井進「源平争乱期の八条院周辺」「石井進著作集」七巻)、中原親能が雅頼の家人となつてゐるのは、親能が相模国で生育したという経歴をもつてゐることとも関係している。親能は雅頼の息子の兼忠の乳母夫でもあり、雅頼ときわめて深い関係を結んでいた。いうまでもなく、中原親能は土肥実平とともに義経の義仲追討軍について上洛し、「頼朝代官として九郎につき上洛せしむるところなり、よつて万事奉行をなす」といわれた人物であるが、土肥実平には、親能のような京都の貴族社会との密接な関係は知られていないから、少なくとも、この段階での雅頼—親能の関係は頼朝にとつてきわめて重要なものであつたことは疑いない。

雅頼と兼実の関係がどのようなものであつたかは別個の検討課題であるが、ともかくもこの年、一一八四年(寿永三)二月一日、雅頼は、兼実のところにやつてきて、「若し天下を直さるべくんば、右大臣殿、世を知らしめすべきなり」という頼朝の希望を親能からの確言として兼実に伝えている。この日記の一節で兼実が「齋院次官親能」に「前明法博士広季の子」という細注を付け加えているように、兼実は親能の父親

広季のこともよく知っていた。そして、兼実は広季の子供、親能の弟にあたる中原広元（大江広元）が、當時鎌倉にいたことも知っていた。頼朝はすぐに実際に兼実を摂政として推举することになるが、その奏状が三月十九日に京都に到着した後、この奏状を執筆したのが広元であるという事実は広季のところから兼実の許に入っているのである（九条兼実）。

一、手鑑『湖山集』の一通の書状

残念ながら、頼朝の上洛を督促した後白河—基通の側の史料は存在せず、その詳細は不明であるが、しかし、兼実——頼朝のルートにおいては、以上のように、雅頼—親能—広季—広元のグループが大きな役割をしていたのは確実である。以下、これに關係して、これまでとくに注目されたことのない史料を紹介し、少なくとも当初は、義経も、その情報ルートに依拠していた可能性が高いことを示し、頼朝上洛問題の状況を固める作業としている。それは手鑑『湖山集』におさめられた二通の書状である。この二通の書状は、料紙や紙背の聖教の精査の結果によつては、いわゆる八条院庁文書の一部である可能性もあるもので、本来原本調査をへて論すべきであるが、ここでは簡単な紹介にとどめたいまず一通目を掲げる。

この署名者は円雅と読んだが、おそらく前述の源中納言雅頼の兄の雅綱の孫で比叡山の僧侶となつてゐる円雅という人物ではないかと考える（『尊卑分脈』三巻、五三八頁）。円雅という人物は、後に、八条院領の重要な部分をなした安楽寿院領の出雲佐陀庄および大和宇多庄の領主として登場する律師円雅と同一人物であろう（参照、石井進前掲論文。ただし、石井は後者の円雅を花山院忠雅の子としている）。前述のような京都と頼朝の関係ルートのあり方からしても、すぐに述べるようなこの書状の内容からしても、源雅頼の近親者がこの書状の差出者であるといふ想定は成立しうると思う。

手紙の趣旨は「来る四日に御使所詔を下したい」という手紙をたしかに拝見しました。親光からは使者を同じ日に進めるということについて約束をえています。また土肥の下文は今朝取りにやらせました。そして宣旨および武衛の奏状および九郎の下文などの案も、一緒におわたしできるようになつて置く積もりです」ということになる。この書状の話題となつてゐるのは、次に述べる「宣旨 幷武衛奏状九郎下文等案」の内容からして、兵糧米の賦課に関する訴訟であつたろう。円雅は、しばらく前、その庄園の領主（おそらく著名寺院の住持クラスの僧侶）から、鎌倉軍の中枢部、つまり義経等のしかるべき裁許文書を入手してほしいと頼まれたのである。そして（この書状を出した当日あるハ）一・二

來四日御使所司可下遣之由、謹承候了、親光使者、件日可進之由、同成約諾候了、

候也、恐々謹言

三月
一

四
雅

し、さらに今朝ほどには、土肥のところにも下文を取りにやりましたと報告した。まず、この「親光」は、大江・中原親光、つまり大江系岡（『尊卑分脈』）では、大江維光の子供で大江広元の父の広季の弟、つまり親能・広元の叔父として登場する人物であろう。この中原氏の一統は村上源氏の雅頼の家系と深い関係をもつていて相違ない。そして、「土肥」は中原親能とともに義経軍についてきた「頼朝代官」土肥実平であることはいうまでもない。とくにそうなると重要なのは、この手紙は実平が京都近郊にいた頃に出されたものであるということである。そして、土肥が京都の周辺にいた「三月一日」に適合するのは一八四年（寿永三）のみとなる。

さらに注目されるのは、「宣旨 幷武衛奏状九郎下文等案、同可相具候也」という部分である。この宣旨は一八四年（元暦二）二月十九日の武士濫行停止の宣旨、同じく二月二十二日の兵糧米停止の宣旨である（『九条兼実日記』二月二十三日条）。そして、「武衛奏状」とは、おそらく先に述べた雅頼が二月二十七日に兼実に対して、「頼朝、四月下旬に上洛すべし云々、又、折紙をもつて、朝務を計申す云々」と伝えたという「折紙」のことであろう。これが四日後には伝わっていることをみると、書状（）の差出者の田雅は、関東からの情報が伝わってくる中枢部のそばにいた人間であることになる。次ぎの「九郎下文」は二月二十二日の兵糧米停止宣言を同日に施行した下文であろうか。これまで同じ二月二十一日、義経が摂津国垂水牧に賦課された兵糧米を免除した書状が知られているだけであったが（参照菱沼一憲「源義経の政治的再評価」『国史学』一七九号）、義経は自身で「諸国兵糧米停止」を令した

「下文」を発していったことになる。これによつて垂水牧宛の兵糧米免除書状に「諸国の兵糧米、停止おわんぬ、下知仕り候おわんぬ、御承引あるべきからず候か、よつて序御下文一枚、進上候」とある趣旨もよく理解できることになるだろう。義経が後白河院の発給した兵糧米免除の下文を不要であるとして返却した理由は、すでに一般的な指示としての宣旨が存在し、しかもそれにそつて自己の下文が発給されている以上手許におく必要はないということだったのである。「九郎下文案」がこのように流通していたということは、義経の軍事的リーダーシップが宮廷社会において承認されていたことの何よりも証左である。

次に第二の書状を掲げる。

(一)

仰候し飛驒母家、自院申給天候也、散々成可住様不候、修理如何可仕候哉。

自昨日、如此沙汰、一切被留候也、自鎌蔵殿申させ給事候やらん、脚力上洛已後善惡沙汰せしと候也、於自今已後者、土肥許へ可仰遣候也、土肥にも自此仰遣事をハせしと候也、恐々

(花押)

残念なことには、この書状には差し出しの署名も宛先もなく、花押や筆跡から筆者を同定することもできていない。以下、仮にこの人物をTとして説明することとするが、重要なのは、この書状の「と候也」などという表現からして、この書状は執筆者のTの上位にいる人物（これをXとしておく）の意思を伝える奉書的な性格をもつていたと考えられることがある。さらに、この書状（）が、（）の田雅書状の内容と密接にかかることは一読明らかである。その趣旨は、「昨日から、こういう案件

は、一切、処理することを留められた。(Xに対して) 鎌倉殿よりおつしやつてこられたことがあつたようである。(その指示をもつてきた) 脚力(飛脚)が上洛したのちは、善きにつけ悪しきにつけ沙汰はせじといふことだ。これからは、(こうのことについては) 土肥の方へ仰遣わしてほしい。土肥方に対し、こちらから仰せ遣わすこともしないといふことだ」というところであろうか。これはようするにXが兵糧米の賦課に関する訴訟を沙汰する権限を今後は行使しない、もしさういう問題が発生したら土肥実平の方へもつていけど指示したということである。これはこの時期の情勢の本質的な問題にふれた書状II奉書であるといふことになる。

読みとりにくいのは尚々書であるが、これは円雅の書状Iの趣旨にも、書状IIの本文の趣旨にも、そしてXが誰かということとも直接の関係はないようで、むしろ手紙のやりとりの中で、ついでに議論された問題であると解釈するほかないであろう。つまり「様子はどうなつているかと御心配をいただいた『飛驒の母の家』のことですが、これは後白河院庁より措置をしていただきました。散々になつていて住みようもないほどで、修理をどうしようかなどと相談したいところです」ということにならうか。しかし、この「飛驒」は飛驒守のことを意味すると考へるほかないが、この頃の飛驒守を求めるに、前述の親光か、広季のどちらかとなる(広季は『中原系図』(続群書類従)に「飛驒守」、一八四年(寿永三)七月二日)の関東御教書に「六条院年預飛驒前司広季」とみえる(平安遺文)四一五八)、親光は一八四年(元暦二)八月二十二日に飛驒守現任とみえる(『山槐記』同日条)。ここではそのどちらであるかを推測するのは控えておきたいが、この書状IIが問題の中原氏一統の周辺に関わっているものであるとの傍証にはなるであろう。

問題は、このTの書状IIに「土肥許へ可仰遣候也、土肥にも自此仰遣事をハセシと候」とある部分であつて、これはIIの円雅書状に「土肥下文、今朝申遣候了」とあるのと対応している。つまり、IIはIIを受けてだされたということになるから、IIの書状の宛先は円雅であつたというのが自然な解釈であろう。

そうだとすれば、Tのだした書状IIの日付の推測が可能になる。つまり、書状IIの日付は、IIの円雅書状の日付、「三月二日」を若干さかのぼつた日付であることができる。円雅が土肥実平のところへ下文の発給を要請したのは、三月一日の朝(「今朝」)であるから、このTの書状IIが円雅のところへとどいたのは、前日の三月一日のことであつたろうか。しかし、円雅は書状IIを受けとつてから、「親光使者、件日可進之由、同成約諸候了」という手間をかけているから、書状IIが円雅のところへとどいたのは、もう少し前のことで、おそらくTの書状IIの日付は二月末というのが妥当なところであろう。実際、円雅に対してそもそも「沙汰」を依頼してきた荘園領主(さきの想定によれば京都の著名寺院の僧侶)は、おそらく二月二十二日前後の兵糧米停止の宣言の噂をきいて円雅に対して鎌倉軍筋への口入を頼んできたのであろう。たとえばそれが宣言発給の翌々日、二月二十三日であるとし、円雅がそれをTに伝達したのがたとえば二月二十四日、そしてそれに對して、TがXの意向を聞いた上で、書状IIをだしたのが翌日であるとすると、書状IIの日付は二月二十五日ということになる。

別の方からこの書状IIの日付を絞つてみると、「脚力上洛以後は善く沙汰せしと候也」とあることが注目されよう。つまり、この書状執筆

の直前に頼朝の脚力が上洛してきたことになるが、『吾妻鏡』による限り、この脚力は、一ノ谷合戦の勝利（二月七日）を伝える急使が二月十五日に鎌倉に到着した後、それをうけて二月十八日に鎌倉を発して上つてきた脚力である可能性が高い。もちろん、『吾妻鏡』に使者の往来がすべて記録されているということはできないから、あるいは若干早くあるいは何度かにわたって使者が出ている可能性も高いが、しかし、いずれにせよ、この「脚力」が一ノ谷合戦勝利後の情勢に対し「鎌倉殿」は頼朝の意思を伝えたものであるとすれば、（この頃の通例として京都鎌倉間の日程が足かけ七日ほどであったとする）その京都到着は二月二十四日頃（あるいは『吾妻鏡』の記載に何らかの根拠があるとすれば二十五日）であるということになろう（先述のように源雅頼は二月二十七日に兼実のところへ来て頼朝の「朝務を計申す」「折紙」のことを説明しているのは、この日程計算にだいたい合致する）。そして、Tの書状（）は「自昨日、如此沙汰、一切被留候也」と述べているから、「二月二十四日」は「脚力上洛」の日（）「昨日」とすると、この書状の日付はやはり二月二十五日前後に絞られることになる（なおそうだとすると、この書状は「鎌倉殿」という呼称が文書に登場するもつとも早い例の一つということになる）。

私は、この奉書に義経の肉声を聞くような気もするのである。それが正しいとすると、義経は少なくともこの段階では頼朝のもつ京都ルート、つまり村上源氏と中原氏のルートを共有していたということになる。そして、何よりも重要なのは、これまで知ることができなかつた頼朝—義経関係が明らかになつてくることである。つまり、頼朝は、一方において、『吾妻鏡』にのせられた頼朝奏状（右の二月二十四日もしくは二月五日に京都に届いた奏状）では「畿内近国、源氏平氏と号し、弓箭に携わるの輩は、義経の下知に任せ引率すべきの由、仰せくださるべく候」として義経が木曾義仲追討のために派遣した軍勢の指導者であることを認めていた。しかし、他面、おそらくこの奏状と同時に京都に到着した義経宛の書状では、義経が「自昨日、如此沙汰、一切被留候也」と反応するようなことをいつてきたり、ようするに、頼朝は、義経に対して、おまえは軍事指揮に専念しろ、それ以外の行政や裁判には関わるなどいうような内容を指示してきたということになるのである。

三、頼朝上洛問題の展開

頼朝は、この段階で義経が続々と提起される訴訟に関わって裁判権力をとして成長していくことを牽制したということができるだろう。そして義経に対して、それらの訴訟についての関わりは自身が上洛の上で処置するべきものだと示唆したのではないだろうか。

この点を考える上で参考になるのが、ちょうどこの時期進行していた主殿寮年預の職をめぐる伴守方と伴基方の兄弟の間での訴訟の成り行きである（参照、千村佳代・鳥居和之・中洞尚子「主殿寮年預伴氏と小野山供御人」『中世史研究』二号）。この訴訟はおそらくこの年の二月はじめには頭弁—職事、院庁のルートで開始されていながら、「九郎御曹司

において、両方の理非を対決せらるべき」という方向に展開した。それは伴守方の息子の一人の俊重が平家郎従として西走した平家の許により、守方が俊重に洛中の情報を流していたとされたためであったようであり、そのためもあって、結局、義経の側では間注に入らず、基方の側が「理致顯然」であると「仰せ切られ候」という結果となつた。貴族官人社会の中では、義経が「理非」決断の本格的な裁判権力としての役割を期待されたというは注目すべき事実であるが、少なくとも結果としては、義経の権力は軍事裁判の範囲を越えて、そのような道に入ることはなかつたのである。そして、それをふまえて（元暦元年）三月十三日、梶原景時は、基方の勝訴を確認する書状を出しているのであるが、注意すべきなのは、そこで守方の処罰については「公人に候の故に、鎌倉殿御上洛を相待つところに候」と述べていることである（『平安遺文』四一六五）。なお景時はこの書状を出した直後には平重衡を護送して鎌倉にむけて旅立つてゐる（この背後には、内乱後の情勢が公人の処断に関わるような場合、それについて最終的な決着をつけるのは頼朝の上洛であり、それは近く実現するという認識が現れている。それはおそらく、義経をふくめて京都に進軍した鎌倉の武士の間で一般化していたものに違いない）。

さて、今、この上洛問題を一八四年（元暦二）の政治史・軍事史の全体を再点検する中で議論する用意はないが、以下、本論で述べた義経の結婚問題や大姫の誓・木曾義高の殺害問題などとの関係に関わる限りで簡単に見解を述べたいと思う。

頼朝の上洛は、本来は四月とされていたことは前述の通りであるが、実際には、一八四年（元暦二）三月二十七日に頼朝が従四位に任命さ

れ、京都の貴族社会に身分的に復帰する過程が先行した。おそらくこれによつて上洛の日程は一時延期となり、王朝国家の中での頼朝の位置をより具体的に構想する過程がはじまつたはずである。前述のように、頼朝が、義経の畿内における行政的権限、裁判権限を制約した以上、そのことは鎌倉軍の指導者としての地位を確保していた義経をどのように処遇するかに直結する。そして、この問題は、頼朝が自己の子供との関係、兄弟関係や親族関係の姻族・親族関係をどのように組織するかという状況全体と関係しており、問題はその全体の中で考察されなければならない。

もちろん、頼朝に成人した男子がいれば、当然に、国家構想は頼朝の男子を中心に男系直系で構想するはずであるが、頼朝と政子の間に頼家が誕生したのは一八二年（寿永二）八月で、頼家はまだ幼く、頼朝にはその余裕はなかつた。頼朝にとつてまず処理しなければならないのは、実は、一八三年（寿永二）の春に大姫の誓として鎌倉に到着した木曾義仲の息子の義高の処遇であつたと思われる。頼朝にとつては、一月二十日の木曾義仲の敗死は贖をかむようなことであつたろう。そもそも、頼朝にとつては、自身の命令によつて誅殺した義仲の息子を娘の誓としたまま放置しておいて上洛することはあり得なかつた。それ故に、「四月上洛」という計画を明らかにして以降、頼朝は確実に義高誅殺の意思をもつたはずである。もとより詳細は論証しがたいが、木曾義高が頼朝の殺意を知つて鎌倉の屋敷を逃亡したのは四月二十一日である。その事情は、『吾妻鏡』によれば、それは頼朝が「昵近の壯士」に義高誅殺を命令しているのを女房が「伺聞き」、それが大姫を通じて義高に伝えられたためであるという。そういう時間関係からすると、

この義高に対する殺害計画が具体的に決定し、用意が開始されたのは、以前も述べたように、三月二十七日の頼朝の従四位に任命の後であったであろう（「日本国惣地頭源頼朝と鎌倉初期新制」、『国立歴史民俗学博物館研究報告』第三十九集、一九九二）。

しかし、ともかくも、娘の姫を殺害するというのは相当の計画である。『吾妻鏡』には「姫公、周章し、魂を銷さしめ給う」「愁嘆のあまり、漿水を断たしめ給う。御台所また彼御心中を察するにより、御哀傷殊に太し。しかる間、殿中の男女、多くもつて嘆色をふくむ」とある。これは頼朝にとつてもわかつていたことに相違ない。そうだとすると、私は、本論で述べた頼朝娘の大姫と摂政基通の婚儀の可能性がすでに、この段階で頼朝の心意の中には存在していたのではないかと考える。代わりの誓はすでに意中にあるという訳である。本論で述べたように、『九条兼実日記』に基通と大姫の噂が記録されるのは八月二十三日のことであるが、近衛基通が後白河と一緒にになって頼朝に使者を送ったのは、二月のことである。その後に、基通と頼朝の連絡が途絶えたとは考えがたい。

たとえば本論で述べた島津忠久への処遇などがその傍証となる。頼朝と京都との連絡はすでに二月段階の源雅頼—中原親能ルートに限られない広く多様な接触を確保していたはずであって、その中で、院—基通とのルートも強化されていたはずである。とすれば、四月の段階で基通と大姫の婚姻話が内密に整いつつあつたということは十分に考えられるのではないかだろうか。ここに頼朝の上洛は、大姫と基通の婚姻とセットになつて動き出したのではないだろうか。

義経の処遇は、時間的な順序からみて、以上のような義高問題の处置の中で、具体的には四月二十一日の帳台襲撃からしばらく後で構想され

た可能性が高い。三月二十七日に頼朝の従四位任命がすんでいる以上、四月には関東勢に対する勧賞の叙位・叙官が予想されていたはずである。義経がさかんに官途の推舉を求めた（『吾妻鏡』元暦元年六月二十一日条）というのが正確に何時の段階のことであるかは不明であるが、しかし、四月にはこの問題が議題に上つていたとして問題はない。また一度はとどめられたものの、義経が京畿において実質上の行政的・裁判的権力を發揮せざるをえない局面が発生することは頼朝もよく知っていたはずである。こういう中で、頼朝は、五月二十一日に、高階泰経に書状を発し、範頼・広綱・義信などを国司に推薦しているが、その中に義経を入れないという判断をしたのである。私見では、この段階すでに頼朝は義経を比企尼孫娘との婚姻を前提として将来は東国に呼び戻すという構想をいだいていたと考えるものである。そして、これと基通と大姫の婚姻、それ故に頼朝が上洛して京都の中枢部を握るという構想は一連のものであつたのではないだろうか。

なおいうまでもなく、このような仮説の前提となるのは、すでに、義経と比企尼の孫娘の婚儀は既定路線として定められていたということである。私は、それはおそらく一八三年（寿永二）閏十月の木曾義仲追討軍の鎌倉出發前に定められていたのであろうと思う。その傍証は木曾義仲追討軍の義経側近に川越重頼・重房の父子がいたことであつて、このような配置は、義経がすでに川越氏との婚姻関係を予定していたことの表現である。出陣の時、義経はすでに二十五歳である。義経と比企尼の孫娘の婚儀をいつ、どのように行うかは、比企尼との関係でいつても川越氏との関係からいつても頼朝にとつて無視できない問題であったはずである。

私は、以上のような経過の中で、頼朝は必死になつて義高暗殺の事後に処理を行つたのであらうと考える。五月一日には義高の伴類を討つために多数の御家人を信濃国に派遣している。そして五月十五日伊勢国において逃亡していた義仲の最強の同盟者、志太先生義広を打ち取つたといふ報が入つたことは頼朝と鎌倉軍にとつては、本曾義仲との因縁のすべてを解消することにみえたに相違ない。また、六月十六日に実行された甲斐源氏、一条忠頼の虐殺もこれに関わっていたのではないだろうか。

もちろん、義高と忠頼の関係を証明するものはなく、『吾妻鏡』はこの暗殺について「威勢を振るうのあまり、世を濫さんとするの志を挿しはある」とするのみである。しかし、この暗殺は六月五日の池頼盛の帰京をまつて実行されたものに相違ないから、五月には計画されていたものをまとめて実行されたものに相違ないから、五月には計画されていたものであるとすると、時間的には義高暗殺事件との連続性の中で考へるべきものであると思う。なお、義高暗殺事件のもう一つの余波が、暗殺を行した堀親家の郎従の梶首であることはいうまでもない。これは義高暗殺の約二ヶ月後、六月二十七日のことであつたが、『吾妻鏡』は日を追つて憔悴する大姫をみた政子が「強く憤り申す」とその事情を説明している。この政子の親家郎従への怒りの真意が、頼朝への抗議にあつたか、あるいは単に娘をなだめ、新たな婚儀にそなえさせるための説得材料にすぎなかつたかは史料から推測することはできない。

ともかくも、これによつて、頼朝にとつては、義高と大姫の問題は一段落ということであつたろう。私は、以上のような想定が時間的な前後関係をふくめて確実であると主張するつもりはないが、この段階で、もう一度、頼朝上洛の計画が幕閣において確認されたことについては、史料の支えがある。つまり、寿永三年七月二日の関東御教書（大江広元

奉）に「一、滅金事、右、今秋御入洛あるべし、これ、かつがつ大仏修復の御知識のためなり、必ず御入洛の時、相具さしめたまうべきなり」とあるのが決定的である（『平安遺文』四一五八）。ここで「今秋御入洛あるべし」というのは「法皇の仰せ」によって基通が頼朝上洛の時、大姫を嫁として迎えるために五条亭の修理を行つてゐる事態に対応するものであったことに違いない（『玉葉』元暦一年八月二十三日）。

これを見通して、右の七月一日の関東御教書が大江広元によつて執筆された翌日、七月三日、頼朝は、義経を平氏追討のために西国に派遣することを申し入れたのである（『吾妻鏡』元暦一年七月三日条）。それは義経の平家攻略の様子をみながら、八月・九月には大姫をともなつて自身で上洛し、京都貴族社会の中に自己を定置しようという意思を前提としていた。しかし、これは同じ七日、伊賀国における平氏一党の蜂起によつて実現せず、以降、本論で述べたような信兼問題の処理が政治史・軍事史の中心となつたのである。もし、これがなければ、おそらく、この段階で、比企尼孫娘は京都の義経のもとに行き、婚儀の後に、平氏追討將軍として出で立つ義経を見送ることになつたのではないかというのが、私の想像である。

（東京大学史料編纂所教授）

史料① 歷代龜鑑

下 伊勢國波出跡尉

補佐 地頭職事

左兵衛尉指掌事人

右件前者故出相守平信並當類領也

而信量依發謀又令追討畢仍任先例
為令勦仕公役而令補佐地頭職事為設職
可致沈汰之狀如件以下

元曆二年六月十五日

史料② 歷代龜鑑

下 網國波出跡店

補行 地頭職事

左兵衛尉指掌事人

右件前者故出相守平信並當類領也
而信量依發謀又令追討畢仍任先例
為令勦仕公役而令補佐地頭職事為設職
可致沈汰之狀如件以下

元曆二年六月十五日

史料③

